

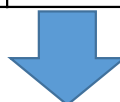
【概要】流通業務施設立地指定路線における運用変更について

🏠 運用変更（限定的な立地の許容）

- ・流通業務施設立地指定路線（右図参照）の沿線について、これまで
運送業・倉庫業の物流施設の立地を許容。
- ・工業系用地の不足と製造業等の市外流出防止の観点から、R3. 7月から
下記のとおり運用を変更し、施設及び業種を追加（R4. 7月一部改正）。

○要綱制定前（都市局の開発許可審査基準に基づき認定）

	施設	業種	規模等	主な認定要件
既に許容	物流施設	運送業 倉庫業	特定流通業務施設	—



新たに一部工場等を追加

○要綱制定後（経済観光局の要綱に基づき認定）

	施設	業種	規模等	主な認定要件
新たに許容	物流施設	運送業 倉庫業	敷地面積 3,000㎡以上 50,000㎡未満	・現に市内で操業 ・市内に適地なし ・5mセットバック ・景観関連の協議・届出 ・市街化区域の跡地利用は工業系用途に限定
		卸売業		
	工場	食品・印刷・金属		

参考：路線図

ア道道樽川篠路線（西5丁目・樽川通）
 イ道道札幌当別線（伏古・拓北通）
 ウ道道花畔札幌線（苗穂・丘珠通）
 工道道札幌北広島環状線（追分通、東15丁目・屯田通）

